

日本学生支援機構

貸与奨学金

採用者のみなさまへ

1. 奨学生証

2. 奨学生のしおり

3. 返還誓約書 (兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)

● 保証依頼書・保証料支払依頼書・親権者（後見人）同意書 **【機関保証制度選択者のみ】**

書類の交付は
奨学生支援機構から届き
準備ができましたら
担任の先生から配布予定。
✕ 切も配布資料に記載。
(6月中旬配布予定)

- ① 奨学生としての心構え
- ② 知ってほしいこと
- ③ 誓約書の作成方法

①奨学生としての心構え

皆さんが採用となったこの奨学金は国が実施する貸与型の奨学金です。

貸与奨学金は卒業後、皆さん（奨学生）自身が責任をもって返還しなければいけません。ただし、返還が難しいときは、救済制度が設けられています。

救済制度の内容は後ほど、説明します。

まずは、奨学生としての心構えとして以下のことを守ってください。

- **奨学金のしくみを理解する**
- **貸与中の手続きなど、学校の指示を守る**
- **奨学生としての自覚を持って、勉学に励む**

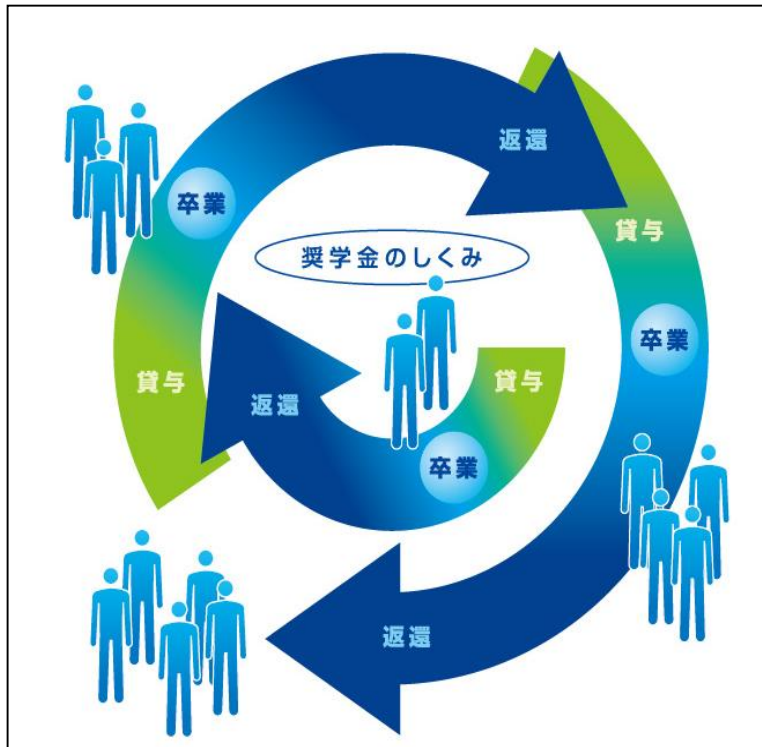
②知ってほしいこと

- 1、奨学金制度
- 2、奨学金の説明会
- 3、連絡が必要な時
- 4、奨学金返還の流れ
- 5、返還が困難になったときの救済制度
- 6、延滞しとき
 - ・返還シュミレーションとは
 - ・スカラネット・パーソナルとは
 - ・「返還誓約書」とは

1. 奨学金制度



奨学生のしおり
はじめに 1



- 日本学生支援機構の貸与奨学金は、**借りるもの**です。
- 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
- **借り過ぎに注意**してください。

日本学生支援機構の貸与奨学金を借りるのは、皆さん(学生本人)です。そのため、卒業後は、皆さん自身が、奨学金を返さなければいけません。卒業後に返還されたお金は、後輩の奨学金として、すぐに利用されます。皆さん自身が後輩の奨学金を支えることになるのです。

奨学金を借りているときは、家計の状況や卒業後の返還額などをよく考えて、借りすぎに注意するようにしてください。

採用時説明会（4月～7月頃）

※今回は採用時説明会は行いません。各自がHPを見て「奨学生のしおり」を見て確認、記入、提出を行ってください。

適格認定説明会（毎年12月～2月頃）

返還説明会（10月～12月頃）

それぞれの説明会の開催日時や実施方法については、クラスHR連絡や掲示板、HPなどで事前にお知らせしますので、必ず確認してください。

どうしても都合が悪く、説明会に出席できない場合は、事前に、事務局へ相談してください。

説明会を行わず、書類を配り、HPで確認することもありますので注意してください。

3. 連絡が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

| | |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 改氏名・住所変更 | <input type="checkbox"/> 振込口座の変更 |
| <input type="checkbox"/> 退学 | <input type="checkbox"/> 貸与月額の変更（増額・減額） |
| <input type="checkbox"/> 休学・復学 | <input type="checkbox"/> 利率の算定方法の変更(第二種のみ) |
| <input type="checkbox"/> 留学 | <input type="checkbox"/> 返還方式の変更（第一種のみ） |
| <input type="checkbox"/> 転学・編入学 | <input type="checkbox"/> 連帯保証人・保証人の変更 (住所変更等含む) |
| <input type="checkbox"/> 転学部（科） | <input type="checkbox"/> 機関保証制度への変更（ 機関保証制度から人的保証制度への変更はできません。 ） |

在学中に、奨学金が不要、学科変更の場合など、事務局に連絡が必要となります。
特に、休学したり退学したりする場合には、何月分まで奨学金を受け取ることができるかを、学校で確認する必要があります。

受け取ることが出来ない月以降に、振り込まれてしまった奨学金は、皆さんが金融機関に行って返金しなければなりません。

休学や退学の予定がある場合は、すぐに、奨学金担当窓口に連絡してください。

4. 奨学金の返還の流れ



貸与終了後、5か月目頃
「口座振替加入通知書」が届く



振替口座(リレー口座)からの振替

※ 振替は毎月27日(金融機関の休業日は翌営業日に振替)



返還終了:返還完了通知

貸与終了月の7か月後の
27日から返還開始

※2021年3月卒業の場合、
2021年10月より返還開始

5. 返還が困難となったときの救済制度

奨学金の返還が困難な場合、救済制度があります。

(1) 在学猶予：在学している期間、返還する期限を先延ばしにする制度

(2) 減額返還：月々の割賦金を1 / 2もしくは1 / 3に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度

(3) 返還期限猶予：返還が困難になったときに、返還する期限を先延ばしにする制度

在学猶予は、在籍する学校に相談

減額返還や返還期限猶予は、日本学生支援機構に相談

しおりのP77～79をよく読み、上記の

(1)在学猶予(2)減額返還(3)返還期限猶予について
返還が困難になった場合(救済制度)を確認しておいてください。

6. 延滞したとき

- 延滞金の賦課
- 保証機関からの督促（機関保証）
- 連帯保証人・保証人への督促（人的保証）
- 個人信用情報機関への登録
- 裁判所への法的手続き

など

延滞する前に、必ず、日本学生支援機構に相談してください。

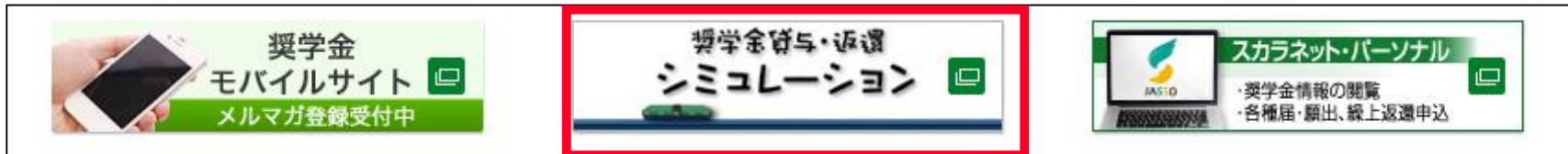
しおりP79延滞してしまった場合は、

○機関保証を選択している人は、日本学生支援機構から保証機関へ保証債務の弁済を請求し、保証機関からの督促

○人的保証を選択している人は、連帯保証人・保証人への督促となります。

貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです。

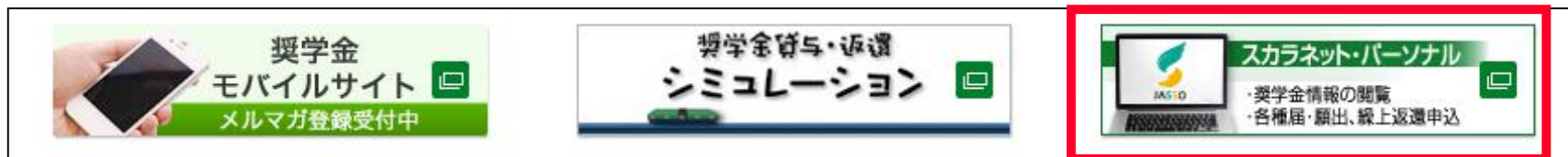
登録の手続きは
必要ありません



日本学生支援機構ホームページ
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)



あなたの奨学金情報を確認したり、
奨学金継続などの手続きができます。



日本学生支援機構ホームページ
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)



ログイン・
新規登録ボタン



あなたと日本学生支援機構との間の
奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合、
奨学金の振込みは、止まります！

「返還誓約書」を提出しない場合、
奨学金を借りることはできません。

③返還誓約書の作成方法

「返還誓約書」とは、あなたと日本学生支援機構との間の奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

内容を理解し、必要事項を漏れなく記入・押印のうえ、添付書類を全て揃えて、**提出期限(配布書類に記載)までに返却した封筒に入れて1号館事務局前提出BOXへ提出してください。**

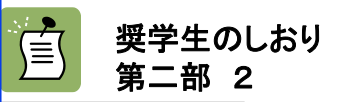
提出時には、添付書類を全て揃える必要があります。不備は認められません。しおりをよく読み理解し、期限までに必ず提出してください。

期限までに提出できない場合は、奨学金の振込が打ち切られ、振込済の奨学金もすぐに全額を返金しなければなりません。

書類を整えるうえでわからないことがあれば、すぐに事務局に相談してください。

返還誓約書の作成方法

まずお願いします。「返還誓約書」を作成する際は、貸与奨学金の「奨学生のしおり」を参照し、慎重に作成してください。



①

奨学金の種類

【第二種機関保証】 **返 還 誓 約 書**
(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸貸金を下記のとおり使用いたします。

印字内容に誤りがないか十分確認してください。

第二種奨学金(利息付)であり、機関保証金制度を利用した。

④

②

借用総額 令和 2年 4月 1日

¥ 2 4 0 0 0 0 0

③

奨学生番号、住所、氏名、性別、生年月日

奨学生番号: 820-04-00000
在学学校: 日本学生支援大学

住所: 東京都新宿区市谷本村町 10-7
氏名: (奨学 太郎)

⑤

予定する貸与期間、貸与月額など

| 貸与期間 | 貸与月数 | 貸与月額 | 貸与額計 |
|-----------------|------|--------|----------|
| 2020年4月～2024年3月 | 48 | 50000円 | 2400000円 |

⑦

返還の条件

| 返済の条件 | 返済回数 | 初回割賦金 | 割賦金 | 最終割賦金 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 1 月賦返済 | 180 | 16769円 | 16769円 | 16917円 |
| 2 月賦返済 | 180 | 8384円 | 8384円 | 8516円 |
| 3 半年賦返済 | 30 | 50355円 | 50355円 | 50361円 |
| 4 借用返済 | 30 | 40453円 | 40453円 | 40459円 |

⑥

「参考」令和2年3月貸与終了者に実際に適用された利率(年0.1%、増額貸与部分は年0.3%)で計算した場合の返還例(※この利率があなたに適用されるわけではありません)

| 返済の条件 | 返済回数 | 初回割賦金 | 割賦金 | 最終割賦金 |
|-------|------|--------|--------|--------|
| 月賦返済 | 180 | 13483円 | 13483円 | 13530円 |
| 月賦返済 | 180 | 6741円 | 6741円 | 6810円 |
| 半年賦返済 | 30 | 40453円 | 40453円 | 40459円 |

※第一種奨学金において、下には「元割返還方式(貸与額に応じた返還回数を算出された割賦金で返還する方式)」又は「所得元割返還方式(機構が所得に元割して貸出した割賦金で返還する方式)」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※本人が未成年者(20才未満)の場合には、義務者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸条件を承認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。義務者とは、民法に定められた親権者のことです。義務者がいない場合には、未成年後見人が所轄に署名・押印してください。

親権者(住所) 東京都新宿区市谷本村町 10-7

電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999

氏名 (奨学 一郎) 印

勤務先 印

勤務先 電話番号 *****

未成年者の場合は親権者の情報

親権者(住所) 東京都新宿区市谷本村町 10-7

電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-9999

氏名 (機構 次郎) 印

勤務先 印

勤務先 電話番号 *****

人的保証制度を選択した人は連帯保証人と保証人の情報

本人以外の連絡先

住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 090-9999-9999 印不要

氏名 (機構 次郎) 印

署名 キョウ シロウ ***

続柄 おじ 昭和 49 年 1 月 1 日生 ***

住所 〒 *****

電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** ***

氏名 ***** 印

署名 ***** ***

続柄 ***** **年**月**日生

・「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書」(コピー不可)

返還誓約書の作成方法



第二種の返還誓約書の「返還の条件(目安)」に印字されている割賦金や総支払額は、利息分を含めた金額になっていますが、上限利率の年3.0%(増額貸与部分は年3.2%)で仮計算された暫定のものです。

返還の条件

返還の際に適用される利率は貸与終了時に決定されます。
印字された金額は確定したものではありませんので注意してください。

参考として、直近の貸与終了者に実際に適用された利率で計算した場合の返還例が返還誓約書の左下に印字されています。

選択

注：利率に関しては、日本学生支援機構ホームページに、随時、掲載されますので、確認してください。

計算しています。確定した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和2年3月貸与終了者に実際に適用された利率(年0.1%, 増額貸与部分は年0.3%)で計算した場合の返還例(※この利率があなたに適用されるわけではありません)

| | 返 還 期 日 | 返 還 回 数 | 初 回 割 賦 金 | 割 賦 金 | 最 終 割 賦 金 |
|------|---------------------|---------|-----------|--------|-----------|
| 月賦返還 | 毎月27日 | 180回 | 13483円 | 13483円 | 13530円 |
| | 月賦返還選択時の総支払い額(利子込み) | | | | 2426987円 |
| 併用返還 | 月賦分 毎月27日 | 180回 | 6741円 | 6741円 | 6810円 |
| | 半年賦分 毎年1・7月の27日 | 30回 | 40453円 | 40453円 | 40459円 |
| | 併用返還選択時の総支払い額(利子込み) | | | | 2427045円 |

返還誓約書の作成方法

1. 返還誓約書の種類



奨学生のしおり
第二部 2

4種類あります。

「貸与奨学生のしおり」の該当ページを確認し、作成してください。

| 返還誓約書の種類 | 「奨学生のしおり」のページ |
|------------------|---------------|
| 第一種奨学金 機関保証 | 34～35ページ |
| 第二種奨学金 機関保証 | 36～37ページ |
| 第一種奨学金 人的保証 | 38～39ページ |
| 第二種奨学金 人的保証 | 40～41ページ |
| 保証依頼書【機関保証選択者のみ】 | 30～31ページ |

返還誓約書の作成方法

2. 保証制度の種類

①機関保証

一定の保証料を支払うことで、保証機関から保証を受けます。
保証料は、毎月の奨学金から差し引かれます。

保証料を支払っているから返還しなくて構わないというわけではありません。

人的保証への変更はできません。

②人的保証

連帯保証人と保証人の両方を選任して保証を受けます。

事情が変わるなどして、連帯保証人や保証人を選任することができなくなったときは、すぐに学校に相談してください。



用語説明

- 「連帯保証人」とは、奨学金の返還について本人と同等の責任を負います。
- 「保証人」とは、あなたや連帯保証人が返還できなくなったとき、あなたに代わって返還する人です。

※保証人には、申し出により認められる「分別の利益」等の権利があります（連帯保証人にはありません）。

返還誓約書の作成方法

① 連帯保証人の選任条件



奨学生のしおり
第二部 2-3

原則として**父母**のどちらか

奨学生が未成年者の場合は親権者（または未成年後見人）

- 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者（婚約者を含む）は認められません。
- 債務整理中（破産等）の人は認められません。
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、連帯保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。

返還誓約書の作成方法

② 保証人の選任条件



奨学生のしおり
第二部 2-3

原則として本人および連帯保証人と**別生計**で

父母を除いた**65歳未満**の**4親等以内**である成年親族

- 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者（婚約者を含む）及び連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）は認められません。
- 債務整理中（破産等）の人は認められません。
- 奨学金申込時（予約採用の場合は進学届提出時）に保証人は65歳未満でなければいけません。
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。

③ 連帯保証人・保証人の選任における注意点



奨学生のしおり
第二部 2-3

- 4親等以内の親族でない成人を連帯保証人または保証人に選任する場合
- 保証人に65歳以上の人を選任する場合

その方がⅠ～Ⅲのいずれかの条件をみたし、
「様式25返還保証書」と「資産等に関する証明書類」を提出することが必要です。

Ⅰ 年間収入・所得で判定

- ・給与所得者 年間収入**320**万円以上（証明書類：源泉徴収票、年金振込通知等）
- ・給与所得者以外 年間所得**220**万円以上（証明書類：確定申告書控（受付印のあるもの）等）

Ⅱ 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が貸与予定総額以上（証明書類：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等）

Ⅲ 上記ⅠとⅡの組み合わせで判定

$I + (II \div 16)$ で算出される金額が（給与所得者の場合） **320**万円以上
（給与所得者以外の場合） **220**万円以上

※年金は給与として扱います

※給与所得以外 + 給与所得の方の判定基準は年間所得220万円です

返還誓約書の作成方法

3. 返還誓約書に添付する書類



奨学生のしおり
第二部 2-5

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

- 第一種奨学金および第二種奨学金の両方を貸与（併用貸与）されている人は、それぞれの返還誓約書に、証明書類の**添付**（印鑑登録証明書は**原本の添付**）が必要です。〔2部必要〕
- 第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた人も、それぞれの返還誓約書に証明書類の**添付**（印鑑登録証明書は**原本の添付**）が必要です。〔2部必要〕
- 印鑑登録証明書は、返還誓約書に印字された日付から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

① 機関保証制度を選択した人



奨学生のしおり第一
部1、第二部 2-5

機関保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（1点）

必要書類

保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書・
親権者（後見人）同意書【機構・協会用】

「奨学生のしおり」P30,31を確認し、記入してください。

機関保証制度を選択した人の添付書類は1点です。

「保証依頼書・保証料支払依頼書・親権者（後見人）同意書」の提出が必要となります。
記入する日付（申込日）及び奨学生番号は必ず、返還誓約書と一致させて返還誓約書と
提出してください。

繰り返しになりますが、保証料を支払っているから返還しなくても構わないというわけでは
ありませんので、誤った考えは持たないようにしてください。

② 人的保証制度を選択した人



奨学生のしおり
第二部 2-5

人的保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（3点）

| | 必要書類 |
|---|--|
| 1 | 連帯保証人の印鑑登録証明書 |
| 2 | 連帯保証人の収入に関する証明書類(コピー可、直近の1年間の収入が分かるもの) |
| 3 | 保証人の印鑑登録証明書 |

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※ 海外赴任などで一時的に国外居住となり、印鑑登録証明書や「収入に関する証明書類」が取得できない場合は、奨学金担当窓口にご相談してください。

返還誓約書の作成方法



連帯保証人(原則 父か母)の

「収入に関する証明書類（直近の1年間の収入が分かるもの）」は、「奨学生のしおり」P27を確認し、次のいずれかを提出してください。（コピー可）

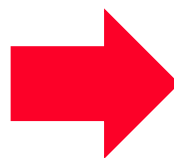
| 収入の状態・状況 | 証明書類 | 発行所 |
|--------------------|------------------------|---------|
| 給与所得または給与所得以外 | 所得証明書 | 市区町村の役場 |
| 給与所得(給与・賃金・役員報酬等) | 源泉徴収票 | 勤務先 |
| 給与所得以外(自営業等) | 確定申告書(控)「税務署の受付印があるもの」 | 税務署 |
| 確定申告書(控)の提出ができない場合 | 納税証明書(その2) | 税務署 |
| 年金(恩給・老齢年金・遺族年金等) | 年金振込通知書 又は 年金額改定通知書 | 日本年金機構等 |
| 前年途中・当年に就職した場合 | 年収見込証明書 | 勤務先 |
| 生活保護受給者 | 保護決定(変更)通知 | 福祉事務所 |
| 上記の書類が提出できない場合 | 課税証明書、非課税証明書 | 市区町村の役場 |

③ 機関保証・人的保証制度共通



奨学生のしおり
第二部 2-5

※返還誓約書右下「添付書類」に『奨学生本人の「住民票」』と記載がある場合は、本人の住民票も必要となります。



- 添付書類
- ・奨学生本人の「住民票」(市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可)
 - ・「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書」(コピー不可)

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

返還誓約書の作成方法

4. 記入時の注意点



奨学生のしおり
第二部 2-4

➤ 署名について

- 黒または青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。楷書で丁寧に(殴り書き不可)
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。

➤ 押印について

- 朱肉を使用する印鑑で押印すること（スタンプ印・ゴム印等は使用不可）。
- 各自、それぞれの印鑑を押印すること。
- 連帯保証人・保証人は**実印**（印鑑登録証明書と同じ印鑑）で押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

➤ 印字内容の訂正について

- P42,43の訂正例を確認し、返還誓約書の訂正と様式25返還誓約書記載事項訂正届の両方が必要です。

返還誓約書の作成方法



奨学生のしおり
第二部 2

P34~43記入例を確認し

- ・署名は丁寧に。
 - ・それぞれが署名・押印する。
 - ・同一筆跡・同一印不可。
 - ・連帯保証人・保証人は実印。
 - ・印鑑の押し方(鮮明に)
 - ・2枚目も押印。
- ※記入漏れのないよう確認する。

※第一種奨学金において、下には「元金返還方式(貸付額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式)」又は「所得連動返還方式(機構が所得に応じて算出した割賦金で返還する方式)」のうちから、あるが選択した返還方式が印字されています。
※第二種奨学金においては、全て貸付額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

※本人が未成年者(20未満)の場合には、義務者が返還誓約書の記載内容及び機構の請求権を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。義務者とは、民法に定められた親権者のことです。義務者がいない場合には、未成年後見人が同意署名・押印してください。

親権者【住所 〒162-8431
(1) 東京都新宿区市谷本村町 10-7
電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999
氏名 (奨学 一郎) フリガナ ショウガク イチロウ
続柄 父 ** 年 月 ** 日生
勤務先 電話番号 *****
*****記入不要*****

親権者【住所 〒162-8431
(2) 東京都新宿区市谷本村町 10-7
電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000
氏名 (奨学 春子) フリガナ ショウガク ハルコ
続柄 母 ** 年 ** 月 ** 日生
勤務先 電話番号 *****
*****記入不要*****



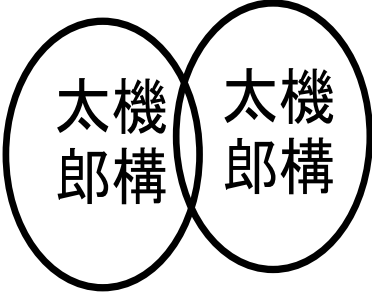



本人以外の連絡先
住所 〒153-8503
東京都目黒区駒場 4-5-29
電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 090-9999-9999
氏名 (機構 次郎) フリガナ キョウ ジロウ
続柄 おじ

**注意: 複写
2枚目も押印が必要!!**

月賦返還1または併用返還2のどちらかに☑する
変更することはできませんので、十分注意してください

所得連動返還方式を選択した場合は月賦返還となります
割賦方法選択の必要はありません
(月賦返還の項目にアスタリスクが最初から印字されます)。

➤ 正しい押印について

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |
| 鮮明 | 薄い | 重ね印 | 二重印 | 欠け印 | 滲み印 |
| ○ | × | × | × | × | × |

欄内に鮮明に押印することが必要です。

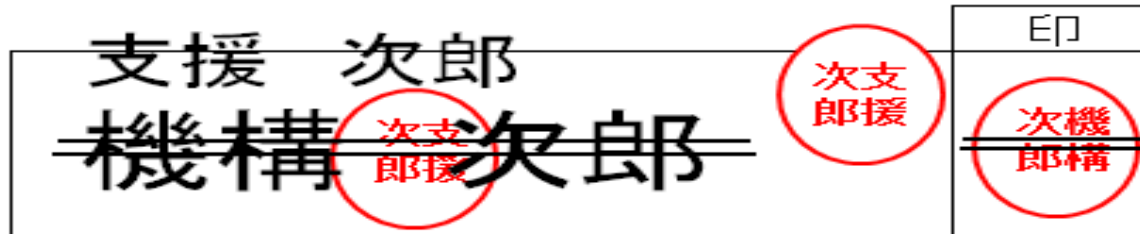
朱肉が薄かったり、重ねて押したり、欠けていたり、滲んでいたりする場合は、不備になりますので、注意して押印してください。

必ず、朱肉を使った印鑑で鮮明に押印してください。スタンプ印、シャチハタ等による押印は認められません。



➤ 署名・押印等の訂正方法について

[例]



- ※ 修正テープ、修正液の使用はできません。
- ※ 印字内容の訂正が必要なときは、所定の用紙を取りに来てください。
- ※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は全て訂正してください。
- ※ 訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

代筆は認められませんので注意してください。また、署名は正式名でなくてはなりません。正式名とは、連帯保証人・保証人であれば「返還誓約書」に添付する印鑑登録証明書に記載されている氏名です。皆さん本人であれば「返還誓約書」に印字されている氏名と署名が一致していることを確認してください。

「高(はしごだか)」や「崎(たつさき)」の様な異体字を使う人の場合、スカラネット入力時には異体字での入力できないため、「高」「崎」の通用字体で入力してもらいましたが、署名は正式名で行う必要です。

また、「押印」は、必ずそれぞれの印を使用してください。人的保証を選択した場合、連帯保証人および保証人の印は、実印です。実印とは、添付する印鑑登録証明書に印影のある印鑑のことです。

「返還誓約書」提出前のチェックリスト

- 署名・記入漏れはないか
 - 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン使用不可）
 - 「奨学生本人欄」はあなたが署名しましたか
 - [人的保証の場合]連帯保証人・保証人の署名は、それぞれに署名してもらいましたか（同一筆跡不可）
 - [機関保証の場合]連絡先の者の署名は、その人に署名してもらいましたか（同一筆跡不可）
 - あなたが未成年者の場合、親権者（後見人）全員の署名（それぞれの人が署名）はありますか（同一筆跡不可）
 - 希望する割賦方法にレ点がありますか **※返還誓約書提出後、割賦方法の変更は原則できません。**
 - 押印漏れ・印相違はないか
 - あなた・連帯保証人・保証人・親権者等、必要な全員の押印はありますか（同一印不可）
 - 連帯保証人・保証人は実印で押印していますか（印鑑登録証明書と照合）
 - 朱肉で鮮明に押印していますか
 - 訂正方法は適切か
 - 署名に訂正があった場合、二重線で消した署名の上から訂正印（各自の押印した印）が押され、直近の余白に正しい署名はありますか
 - 書き誤った部分を削ったり、上から紙を貼ったり、修正液を使ったりしていませんか
 - 添付書類はそろっているか
 - [人的保証の場合]連帯保証人の印鑑登録証明書・収入に関する証明書類はありますか
 - [人的保証の場合]保証人の印鑑登録証明書はありますか
 - [人的保証の場合]印鑑登録証明書に記載の住所と「返還誓約書」連帯保証人・保証人欄の住所は同じですか
 - [人的保証の場合]連帯保証人・保証人が4親等以内の親族でない場合、又は保証人が65歳以上の方の場合、返還保証書・資産等に関する証明書類はありますか
- <注意>連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書は必ず原本でなければなりません。
併用貸与者はそれぞれ原本を2部用意する必要があります。
コピーでよいのは収入に関する証明書類のみです。
必ず、マイナンバーの記載がないものを添付してください。**
- [機関保証の場合]保証依頼書はあるか
 - 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン不可）
 - 保証依頼書の申込日は、「返還誓約書」に印字された日付と同じ日付ですか
 - 保証依頼書の親権者は、「返還誓約書」の親権者(1)・(2)欄と同人数・同一人物ですか
 - あなた・親権者（後見人）は各自が署名・押印していますか（同一筆跡・同一印不可）

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**貸与型の奨学金**です。

卒業後は、**あなたが**責任をもって**返還**しなければいけません。

※ただし、返還が困難な人を対象として、救済制度が設けられています。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明会には出席し、書類の**提出期限は守ってください**。
- **借りすぎに注意してください**。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。

返還誓約書については奨学生のしおりP20～43に記載されていますので確認してください。
返還誓約書の作成にあたってわからないことがあれば、事務局に相談してください。